

品質管理体制の審査基準 (開示文書No.8.3)

1. 総 則

1.1 目的 この文書は、一般財団法人全国タイル検査・技術協会（以下「JTТА」という。）が行う J I S 認証審査に適用する品質管理体制の審査基準を定める。

1.2 規準文書 この文書で規定する品質管理体制の審査基準は、次の規準文書を参照している。

JIS Q 1001の附属書B (規定) 品質管理体制の審査の基準 (A)

この規準文書は、**鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第2条第1項**に定める品質管理体制の審査の基準を参照している。

2. 審査基準

2.1 申請者の品質管理体制の審査に用いる審査基準は、以下のとおり。

品質管理体制の審査の基準【A】

2.2 品質管理体制の審査の基準【A】を、次ページ以降に示す。

審査の基準【A】

- 1 JTТАの認証に係る J I S に規定する製造設備又は加工設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
 - 2 JTТАの認証に係る J I S に規定する検査設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。
 - 3 JTТАの認証に係る J I S に規定する検査方法（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。
 - 4 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。
- イ 社内規格の整備
- (1) 次に掲げる事項について社内規格がJTТАの認証に係る J I S（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める事項を含む。）に従って具体的かつ体系的に整備されていること。
 - (i) JTТАの認証に係る鋳工業品の品質，検査及び保管に関する事項
 - (ii) 原材料の品質，検査及び保管に関する事項
 - (iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法，品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
 - (iv) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理に関する事項
 - (v) 外注管理（製造若しくは加工，検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）に関する事項
 - (vi) 苦情処理に関する事項
 - (2) 社内規格が適切に見直されており，かつ，就業者に十分周知されていること。
- ロ JTТАの認証に係る鋳工業品について J I S に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ハ 原材料について検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ニ 工程の管理
- (1) 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに，作業記録，検査記録，管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。
 - (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置，工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
 - (3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。
- ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について，点検，検査，校正，保守等が社内規格に基づいて適切に行われており，これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。
- ヘ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ト 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに，苦情の要因となった事項の改善が図られていること。
- チ JTТАの認証に係る鋳工業品の管理，原材料の管理，工程の管理，設備の管理，外注管理，苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており，かつ，品質管理の推進に有効に活用されている

こと。

5 1から4に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。
イ 次の(1)から(3)によって、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

(1) 社内標準化及び品質管理の推進が鋳工業品の製造業者、輸入業者、販売業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者（以下、製造業者等という。）の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、口の品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

ロ 次の(1)から(2)により、品質管理責任者が配置されていること。

(1) 製造業者等は、JTTAの認証に係る鋳工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

なお、ここでいう製造部門又は加工部門とは、認証の対象である鋳工業品等を製造又は加工する部門であり、試験部門、検査部門、品質保証部門及び品質管理部門は含まれない。また、製造部門又は加工部門と独立した権限と能力の条件を満たせば、当該品質管理責任者が製造部門又は加工部門に属していてもよい。

(i) 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii) 社内規格の制定、改廃及び管理についての統括

(iii) JTTAの認証に係る鋳工業品の品質水準の評価

(iv) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(vi) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進

(vii) 外注管理に関する指導及び助言

(viii) JTTAの認証に係る鋳工業品の日本産業規格への適合性の承認

(ix) JTTAの認証に係る鋳工業品の出荷の承認

(2) 品質管理責任者は、JTTAの認証に係る鋳工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見¹⁾を有すると認められる者であること。

注¹⁾ 標準化及び品質管理の知見については、次のような例があげられる。

a) 産業標準化の概要、JISマーク表示制度とその目的、品質管理責任者の役割など

- b) 品質管理
 - 1) 統計的考え方
 - 2) 統計的工程管理
 - 3) サンプルング
 - 4) 抜取検査
 - 5) 問題解決法
- c) 社内標準化の概要, 社内標準化の進め方など
- d) J I S マーク表示制度における製品試験と, JIS Q 17025 の要求事項, 不確かさ, 測定トレーサビリティ, 試験所認定制度など

<改訂履歴>

- 平成26年 9月12日 JIS A 5209の改正に伴い、JIS規格名称、鉍工業品、認証区分を「陶磁器質タイル」から「セラミックタイル」に変更。
- 平成27年 9月 3日 品質管理体制の審査の基準の規準文書を、日本工業規格への適合性の認証に関する省令からJIS Q 1001 附属書Bに変更。
審査の基準【A】5口の(3)を(2)の注記として記載、その内容の一部修正。
(JIS Q 1001 附属書Bに合わせた修正。)
ロット認証の審査基準を削除。(一般認証と同じであるため。)
その他文章の簡便化。
- 2019年07月01日 審査の基準【A】5. 口(2)に、「(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を追加。(日本工業規格への適合性の認証に関する省令の改正(2019年4月1日施行)に伴う変更。)
品質管理体制の審査基準【B】を審査基準の選択肢から削除。(今後、審査基準【A】のみ受け付けるものとする。)
産業標準化法関係法令改正に伴う省令名称を変更。